

# 大洲市の公共工事等を受注していただくにあたって

## ～下請負等における市内業者への優先発注について～

景気動向の先行きが不透明な状況にあるなか、地元企業を取り巻く環境は大変厳しい状態が続いております。

大洲市では、かねてより公共工事等の発注にあたりましては、地域経済の活性化及び市内業者の育成・振興と雇用の確保を図っております。

また、市内中小事業者の健全な発展を図ることにより、地域経済の活性化と市民生活の向上に資することを目的に、「大洲市中小事業者・小規模事業者振興基本条例」を制定いたしました。

つきましては、こうした状況及び条例の趣旨をご理解いただき、大洲市の公共工事等を受注された事業者の皆様方におかれましては、本市内業者の受注機会の確保と育成のため、下記事項についてより一層のご協力とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 下請施工における市内業者の活用

本市発注工事の施工に際し、下請発注する場合は、できるだけ市内業者を優先して活用するよう努めてください。また、二次以降の下請契約についても市内業者を活用するよう、下請業者にお伝えください。

### 2 各種建設資材、建設機械等の購入又は借入における市内業者の活用

施工に必要な建設資材は、市内生産物を優先して使用するよう努めるとともに建設資材、建設機械等を購入又は借入する場合も、市内業者を優先して活用するよう努めてください。

### 3 下請取引の適正化について

工事を下請発注する場合は、下請代金額、支払条件の決定等において、下請代金支払遅延等防止法のほか、建設業法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律などの関係諸法令を順守し、公正で信義に従った誠実な対応を行ってください。

### 4 適正な労働条件の確保

下請業者に対し、労働基準法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法などの労働関係諸法の遵守と労働条件の改善及び労働災害の防止に努めるとともに、建設業退職金共済制度の適切な運用について指導してください。

大 洲 市